

○ 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備に関する内閣府令（平成二十年内閣府令第四十三号）

改 正 案	現 行
（長期信用銀行法施行規則の一部改正） 第五条 長期信用銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十三号）の一部を次のように改正する。 第四条の五に次の一項を加える。 9 前三項の場合において、これらの規定に規定する者が保有する議決権には、社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第四百七十七条第一項又は第四百四十八条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権を含むものとする。 第五条の十二に次の一項を加える。 3 第四条の五第九項の規定は、前二項の場合において会社等又は他の会社等が保有する議決権について準用する。この場合において、同条第九項中「第四百七十七条第一項又は第四百四十八条第一項」とあるのは「第四百七十七条第一項又は第四百四十八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）」と、「株式に」とあるのは「株式又は出資に」と読み替えるものとする。	（長期信用銀行法施行規則の一部改正） 第五条 長期信用銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十三号）の一部を次のように改正する。 第四条の五に次の一項を加える。 9 前三項の場合において、これらの規定に規定する者が保有する議決権には、社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第四百七十七条第一項又は第四百四十八条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権を含むものとする。 第五条の十二に次の一項を加える。 3 第四条の五第九項の規定は、前二項の場合において会社等又は他の会社等が保有する議決権について準用する。この場合において、同条第九項中「第四百七十七条第一項又は第四百四十八条第一項」とあるのは「第四百七十七条第一項又は第四百四十八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）」と、「株式に」とあるのは「株式又は出資に」と読み替えるものとする。

第二十五条の二の十八に次の一項を加える。

2 第四条の五第九項の規定は、前項第三号の場合において同号の長期信用銀行主要株主が保有する議決権について準用する。この場合において、同条第九項中「第四百七十七条第一項又は第四百四十八条第一項」とあるのは「第四百七十七条第一項又は第四百四十八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）」と、「株式に」とあるのは「株式又は出資に」と読み替えるものとする。

第二十五条の十二に次の一項を加える。

3 第四条の五第九項の規定は、第一項第一号ロ(1)の場合において銀行法第五十二条の三十七第一項に規定する申請者が保有する議決権について準用する。この場合において、第四条の五第九項中「第四百七十七条第一項又は第四百四十八条第一項」とあるのは「第四百四十七條第一項又は第四百四十八條第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）」と、「株式に」とあるのは「株式又は出資に」と読み替えるものとする。

第二十五条の二の三に次の一項を加える。

2 第四条の五第九項の規定は、前項第三号の場合において同号の長期信用銀行主要株主が保有する議決権について準用する。この場合において、同条第九項中「第四百七十七条第一項又は第四百四十八条第一項」とあるのは「第四百七十七条第一項又は第四百四十八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）」と、「株式に」とあるのは「株式又は出資に」と読み替えるものとする。

第二十五条の十二に次の一項を加える。

3 第四条の五第九項の規定は、第一項第一号ロ(1)の場合において銀行法第五十二条の三十七第一項に規定する申請者が保有する議決権について準用する。この場合において、第四条の五第九項中「第四百七十七条第一項又は第四百四十八条第一項」とあるのは「第四百四十七條第一項又は第四百四十八條第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）」と、「株式に」とあるのは「株式又は出資に」と読み替えるものとする。